

## 公益社団法人日本ダーツ協会 プロ選手登録規程

### 第1条（総則）

公益社団法人日本ダーツ協会（以下、「本会」）のプロ選手登録を希望する者（以下「希望者」）は、本会が実施するプロテストを受験し、これに合格しなければならないものとする。

### 第2条（受験資格）

プロテストの受験資格は、下記の通りとする。

- 1 本会の正会員または競技会員であること。
- 2 本会の目的を理解し、その発展に寄与できる者であること。
- 3 受験年度における4月1日時点で、満18歳以上の者
- 4 本会所属支部役員の推薦を受けるものであること。ただし、推薦を得るのが難しい事情がある者は、自己推薦書の提出によることができる。

### 第3条（受験方法）

プロテストの受験方法は、下記の通りとする。

- 1 プロテストは、毎年度につき、1回以上行われるものとする。
- 2 プロテストは、1次審査（書類審査）、2次審査（実技・筆記テスト）の2段階で行われるものとする。
- 3 毎年度のプロテストの日程・要項・申込期限は、会長がこれを決定し、本会ウェブサイト等で告示するものとする。なお、会長は、担当理事を定め、これに事務を委任することができる。
- 4 希望者は、前項の申込期限までに、申込を行わなければならないものとする。
- 5 希望者は、別に定める試験受験料を、別に定める期日までに支払わなければならないものとする。

### 第4条（書類審査）

書類審査においては、希望者は、書類審査申請書および推薦状ないし自己推薦書を、本会に提出するものとする。様式については、別に会長が定めるものとする。

### 第5条（実技・筆記テスト）

前条の書類審査に合格した者は、実技・筆記テストを受験できるものとする。

テストの内容は、会長ないし担当役員がこれを定める。

実技・筆記テストの受験希望者は、所定の期日までに、受験料を納入し、必要書類を提出しなければならないものとする。

## 第6条（登録）

実技・筆記テストに合格した受験者は、プロ資格を本会に登録することができる。

登録を希望する者は、別途定める登録料を本会に納めなければならない。

なお、登録を希望する者は、本会が、本会個人情報保護規程に定める目的に、登録者の個人情報を利用することを同意するものとする。

登録については、1年度単位とし、次条に定める登録更新を行わない者は、年度末をもって登録を抹消されるものとする。

## 第7条（登録更新）

登録更新を希望する者は、年度末までに別途定める更新料を、本会に納めなければならない。

## 第8条（義務）

- 1 登録プロ選手は、本会の各行事に積極的に参加し、かつ、本会が要請する事項を遵守しなければならない。
- 2 登録プロ選手は、競技会において、真にやむをえない事情のない限り、閉会式終了前に退出してはならない。
- 3 登録プロ選手は、本会の開催するプロ講習会に参加しなければならない。
- 4 登録プロ選手は、本会の各行事において、本会の定めるユニフォームを着用しなければならない。
- 5 登録プロ選手は、競技会に参加する場合、必ず会員証を携帯しなければならない。不携帯の場合は、当該競技会に参加できない。
- 6 登録プロ選手は、登録した事項に変更があった場合、直ちに本会に届けなければならない。かかる届出がなく、本会から連絡ができない者については、登録を抹消するものとする。

## 第9条（登録抹消ないし停止）

- 1 正当な理由が無く、以下の項目に該当する選手は、1年間の資格停止とする。
  - (1) 出場申し込みをした競技会に、当日許可なく出場しなかった者
  - (2) 競技会において、必要な運営業務（スコアラー、スコアキーパー等々）に協力しなかった者
  - (3) 競技会において、正当な理由なく途中退出した選手
- 2 以下の項目に該当する選手は、プロ登録を抹消するものとする。
  - (1) 本人より登録抹消の申し出があり、本会が受理した者
  - (2) 登録料及び更新料を所定の期日までに納入しなかった者
  - (3) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為を行った者

- (4) 技能および品位において、プロ選手としての水準に欠ける者
- (5) 登録事項の変更届を遅滞なく行わなかった者

#### 第10条（指定着衣）

- 1 プロ選手は、競技会ないし本会各行事において、本会の定めたユニフォームを着用するものとする。
- 2 着用するユニフォームは、清潔でプレスしたものでなくてはならない。
- 3 ユニフォームには、本会の定めるプロワッペンを左胸部等に付けなければならない。
- 4 本会が認めるもの以外の企業・団体等のネーム、ワッペン、ピン等の着用を禁ずる。
- 5 男子プロはプレスしたスラックスを着用しなければならない。
- 6 女子プロはプレスしたスラックス又はスポーティーなタイトスカートタイプのもを着用し、且つ長さは膝上でなければならない。
- 7 男女とも、ジーンズ、ノープレスのスラックス等は着用してはならない。
- 8 靴は革靴を含め会場で許可されたものなら特に制限はないものとするが、汚れているものを着用してはならない。

#### 第11条（費用）

費用については、下記のとおり定める。

- 1 プロ認定試験料： 10,000円
- 2 プロ登録料（新規）： 3,000円
- 3 プロ登録料（更新）： 3,000円

#### 第12条（雑則）

- 1 本規程の改廃については、理事会の定めるところによる。
- 2 本規程に定めのない事項については、必要に応じ、会長がこれを定める。

#### 附則

本規程は、平成30年4月1日から施行する。